介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算 及び介護職員等ベースアップ等支援加算について

1. 加算区分

- 介護職員処遇改善加算 I を算定
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを算定
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定
- ・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定(令和6年6月から1本化)

2. キャリアパス要件 I

- ・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ・イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ・イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

3. キャリアパス要件Ⅱ

- ・研修計画に基づき、毎月研修会を実施している。
- ・0JT にて随時介護技術指導を行っている。
- ・経験や介護技術の評価を行いながら、業務分担をしている。
- ・休暇の調整を行い、資格取得の研修等に参加しやすいように調整している。
- ・資格取得のための無利子貸し付け制度がある。

4. キャリアパス要件Ⅲ

- ・経験に応じて昇給する仕組み
- ・資格等に応じて昇給する仕組み

5. 職場環境等要件について

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕 組みの構築
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術 を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対す るマネジメント研修の受講支援等
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規 職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・タブレット端末やインカム等の I CT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による 業務量の縮減
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえ た勤務環境やケア内容の改善